

墨田区のお知らせ2013.4.21 NO.1708 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2面…すみだの力応援基金
- 3・4面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●4月24日：すみだ健康ハウス(東墨田1-2-6)が開館した日
平成10年のこの日、区民の健康増進や保養を目的として「すみだ健康ハウス」が開館した。ジェット水流、気泡浴、打たせ湯など水着で入る9種類の温水利用浴槽があり、健康状態に合わせた運動プログラムを行うことができる。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

子どもが安心して学校生活を送れるように “いじめをしない・させない” 学校・家庭・地域づくり

学校でのいじめが問題となっています。いじめは、子どもが生命や人権を大切にできるような思いやりを持った大人に成長することの妨げとなります。そこで区では、子どもが安心して学校生活を送れるよう、今月からスクールカウンセラーの増員を行うなど、いじめ防止のための対策を強化しています。子どもたちの健やかな成長のため、学校・家庭・地域で連携し、“いじめ問題”を予防・解決していきましょう。

みんなで一緒に“いじめ問題”の予防・解決を

新学期がスタートし、区内の小・中学校では、子どもたちが元気に学んでいます。一方、学校でのいじめが社会的な問題となっており、関心を寄せている区民の方も多いのではないのでしょうか。

そこで区では、学校における“いじめ問題”の予防・解決に向け、昨年、学識経験者・臨床心理士・保護者などによる「いじめ問題に関する有識者会議」を開催し、学校・教育委員会・家庭・地域の取組に対する提言を受けました。

この提言に基づき、学校・教育委

員会では、今年度、スクールカウンセラーの増員による相談体制の強化や、児童・生徒の状況を把握する教育心理検査の実施など、いじめ防止対策を充実させています。家庭・地域では、教育委員会が発行した「いじめ問題防止啓発リーフレット」などを参考にし、いじめの予防・早期発見・早期対応を心掛けてください。なお、このリーフレットは、区ホームページからご覧になれます。

子どもたちの健やかな成長のために、学校・家庭・地域が一体となって、“いじめ問題”の予防・解決に取り組ましましょう。

【問合せ】教育委員会事務局指導室
公5608-6307



元気よく手があがります(押上小学校の「おともだちのいいところを書こう」ワークショップにて)

「いじめ問題に関する有識者会議」の提言(骨子)

- ▶いじめは、人間として絶対に許されない行為であることの認識を徹底する
- ▶学校・教育委員会・家庭・地域は一体となって、すべての子どもたちの安全と生命を守る

●家庭・地域への提言

- ▶いじめ防止の啓発と子どもの規範となる行動
- ▶子どもとの対話
- ▶大人同士の関係構築



第四吾妻小学校の放課後子ども教室は、地域の大人と子どもたちの対話の場です

●学校への提言

- ▶心の教育の充実
- ▶重層的な指導体制の確立
- ▶家庭・地域と一体となった対応

●教育委員会への提言

- ▶教職員研修の充実
- ▶相談機能の充実等による学校支援
- ▶いじめへの毅然とした対応

“いじめ問題”の相談窓口

まずは、通学している学校にご相談ください。「学校に相談しづらい」「専門的な意見を聞きたい」という場合は、下表の相談窓口をご利用ください。

相談窓口・電話番号	相談時間(電話相談)
すみだ生涯学習センター教育相談室 公5247-2012	午前9時～午後5時 * 祝日・年末年始を除く
すみだスクールサポートセンター 公3613-0127	月曜日～金曜日午前9時～午後4時半 * 祝日・年末年始を除く
東京都いじめ相談ホットライン 公5800-8288	24時間 *年中無休
警視庁少年相談係ヤング・テレホン・コーナー 公3580-4970	▶月曜日～金曜日=午前8時半～午後8時 ▶土・日曜日、祝日=午前8時半～午後5時 * 年末年始を除く

- ① いずれも相談は無料です。
- ② 来所での相談を受け付けている窓口もありますので、お問い合わせください。



いつでも私たち専門家に
ご相談ください

スクールカウンセラー(押上・第二寺島小学校担当) 早川和子さん

Q スクールカウンセラーとは、どんな仕事ですか?

A 児童・生徒へのカウンセリング(相談・サポート)と、教職員・保護者に対する助言や援助のほか、カウンセリングに関する情報収集を行います。

昨年度まで、区立小・中学校へのカウンセラーの配置は週1日でしたが、今年度からは、学校規模に応じて週2日になりました。私は相談活動だけではなく、子どもたちがお互いをよく知り、認め合えるようなワークショップなどの授業を、担任の先生とともに進めています。こうした取組によって、心理の専門家として子どもと身近に接することで、“いじめ問題”の早期発見に努めるとともに、解決に向けて、担任の先生などへの助言等を行っています。

Q どうすればいじめを防げますか?

A いじめは、いじめている子、いじめられている子だけでなく、クラスや学校全体の問題です。みんなで、いじめとケンカの違い、いじめの構造、心への暴力などについて知り、自分にできることは何かを考えることが大切です。「いじめは人間として絶対に許されない」ということを徹底し、“いじめをしない・させない”を合い言葉に、みんなでいじめを防ぎましょう。

Q 家庭や地域で取り組めることはありますか?

A いつもと変わったことはないか、子どもの様子を気に掛けることです。いじめられている子は、親に心配をかけたくないとの思いから、なかなか相談をしたがりません。地域の方も、近所の子の変化に気付いてあげてください。気になることがあれば、近くの学校にいる私たちスクールカウンセラーに、いつでも相談してください。